

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券・10株券・100株券・100株を超える株数を表示した株券を発行することができる。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数 (注)1.	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき250円
端株の買取り(注)2.	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1株当たりの手数料金額を算定(円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額)し、これを買取った端株の数で按分した金額(円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額) (1) 1株当たり買取価格100万円以下の場合 当該金額の1.15% (2,500円に満たない場合には2,500円とする。) (2) 1株当たり買取価格100万円超の場合 当該金額の0.90% + 2,500円
公告掲載方法(注)3.	日本経済新聞に掲載する方法により行います。ただし、決算公告につきましては当社ウェブサイト(http://www.mizuho-fg.co.jp/)に掲載いたします。
株主に対する特典	ありません

(注)1. 平成20年6月26日開催の第6期定時株主総会において、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当ての件及び定款等一部変更の件が決議され、併せて平成20年5月15日開催の取締役会において、投資単位を現在の10分の1に引き下げるため会社法第195条に基づく定款変更が決議されておりますので、平成21年1月に施行が予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の前日を効力発生日として、端株制度を単元株制度に移行して1単元100株となります。移行後の当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利(ただし、1単元の株式の権利としても行使することができないものを除く。)以外の権利を行使することができません。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4)株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求する権利

2. 端株の買取りにおける株主名簿管理人とは、端株に関する名義書換代理人を意味しております。
3. 平成20年6月26日開催の第6期定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、当社の公告掲載方法は次のとおりになりました。

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。

<http://www.mizuho-fg.co.jp/>

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 臨時報告書 | 平成19年4月2日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 |
| (2) 臨時報告書の訂正報告書 | 平成19年4月3日
関東財務局長に提出。
平成19年1月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (3) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年6月11日
関東財務局長に提出。
報告期間(自平成19年5月1日至平成19年5月31日) |
| (4) 有価証券報告書及びその添付書類 | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。
事業年度(第5期)(自平成18年4月1日至平成19年3月31日) |
| (5) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年7月9日
関東財務局長に提出。
報告期間(自平成19年6月1日至平成19年6月30日) |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年7月30日
関東財務局長に提出。
平成19年6月27日提出の第5期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (7) 半期報告書の訂正報告書 | 平成19年7月30日
関東財務局長に提出。
平成18年12月27日提出の第5期中半期報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年7月30日
関東財務局長に提出。
平成18年6月29日提出の第4期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (9) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年8月8日
関東財務局長に提出。
報告期間(自平成19年7月1日至平成19年7月31日) |
| (10) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年9月7日
関東財務局長に提出。
報告期間(自平成19年8月1日至平成19年8月31日) |
| (11) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年10月9日
関東財務局長に提出。
報告期間(自平成19年9月1日至平成19年9月30日) |

- (12) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日)
平成19年11月8日
関東財務局長に提出。
- (13) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日)
平成19年12月7日
関東財務局長に提出。
- (14) 臨時報告書の訂正報告書
平成19年1月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
平成19年12月21日
関東財務局長に提出。
- (15) 半期報告書
(第6期中)(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
平成19年12月27日
関東財務局長に提出。
- (16) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成20年3月5日
関東財務局長に提出。
- (17) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。
平成20年5月2日
関東財務局長に提出。
- (18) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の3(連結子会社の吸収合併実施の決定)に基づく臨時報告書であります。
平成20年5月9日
関東財務局長に提出。
- (19) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成20年5月1日 至 平成20年5月31日)
平成20年6月11日
関東財務局長に提出。